

国用計第 101－13 号
平成 16 年 3 月 26 日
(16.4.1) 国用計第 40 号
(18.4.10) 国用計第 8 号
(18.5.29) 国用計第 19 号
(18.9.25) 国用計第 39 号
(21.8.20) 国用計第 30 号
(22.3.31) 国用計第 75 号
(22.6.1) 国用計第 19 号
(23.11.28) 国用計第 50 号
(27.1.7) 国用計第 150105001 号
(27.6.22) 国用計第 150615001 号

建設工事等の請負契約に係る指名停止等の処理基準

(指名停止)

- 第 1 条 理事(国鉄清算事業担当)及び支社長(国鉄清算事業の支社長をいう。)
(以下、支社長等という。)は、工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
第 2 条第 1 項に規定する工事及びこれらに附帯する工事並びに鉄骨及び鉄け
た等の製作をいう。以下同じ。)に係る確認該当者(特例業務所管組織工事
請負申込者資格取扱基準規程(平成 22 年 5 月機構規程第 10 号。以下「工事
取扱規程」という。)第 6 条に規定する確認該当者をいう。以下同じ。)
の行為が別表第 1 及び別表第 2 の各項(以下「別表各項」という。)に掲げ
る停止事由の一に該当する場合は、情状に応じて別表各項に定めるところ
により期間を定め、当該確認該当者について指名停止を行うものとする。
- 2 支社長等が前項の規定により指名停止を行った場合は、契約担当役(独
立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程(平成 15 年 10 月機
構規程第 69 号)第 5 条第 1 項第 1 号に規定する契約担当役をいう。以下
同じ。)は、競争に付するため指名を行うに際し、当該指名停止期間中の
者を指名停止を行った施行地域(別表第 3 の施行地域をいう。以下同じ。)
について、指名してはならない。現に当該確認該当者を指名しているとき
は、当該施行地域について、その指名を取り消すものとする。

(下請負者及び共同企業体に関する指名停止)

- 第 2 条 支社長等は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、

当該指名停止について責を負うべき確認該当者である下請負者があることが明らかになったときは、その指名停止に併せて当該下請負者についても、元請負者の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を行うものとする。

2 支社長等は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、共同企業体に係る事案であるときは、その共同企業体の構成員すべて（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）を対象として情状に応じて別表各項に定める指名停止期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

3 支社長等は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る確認該当者を構成員に含む経常共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の範囲）

第3条 支社長等は、前2条の規定により指名停止を行う場合は、次の各号に掲げる場合を除き、支社等（国鉄清算事業本社及び支社）の施行地域のうち、停止事由が発生した当該施行地域を単位として指名停止を行うものとする。

(1) 施行地域のうち、すべての施行地域まで拡大することができる場合

ア 別表第1の停止事由のうち、公衆、旅客若しくは鉄道従業員に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせたとき又は事案が悪質若しくは特に重大であると認められるとき。

イ 別表第2第3項第3号、第5項、第8項第1号、第13項、第15項又は第16項の停止事由に該当するとき（第15項及び第16項にあっては、特に重大であると認められるときを除く。）。

(2) 施行地域のうち、すべての施行地域まで拡大する場合

別表第2第1項、第3項第1号若しくは第2号、第6項第1号、第9項第1号、第12項、第14項第1号、第15項又は第16項の停止事由に該当するとき（第15項及び第16項にあっては、特に重大であると認められるときに限る。）。

2 支社長等は、第1項の規定にかかわらず、情状酌量すべき特別の理由があると認められる場合は、当該施行地域を都道府県に限定して指名停止を行うことができる。

3 支社長等は、停止事由が他の施行地域で発生した場合であっても、当該停止事由が別表第2第2項、第4項、第6項第2号、第7項、第8項第2号、第9項第2号、第12項、第14項第2号、第15項又は第16項の停止

事由に該当するとき（第 15 項及び第 16 項にあっては、特に重大であると認められるときに限る。）は、それぞれの施行地域のすべてについて指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第 4 条 支社長等は、前 3 条の規定により指名停止を行う場合において、確認該当者の行為が別表各項に掲げる停止事由の二以上に該当したときにおける指名停止期間は、当該各項に定める長期及び短期のうちでそれぞれ最も長いものをもって長期及び短期とする。

2 支社長等は、前 3 条の規定により指名停止を行う場合において、確認該当者の行為について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び前項に規定する長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の 2 倍（当該長期の 2 倍が 36 か月を超える場合は 36 か月）まで延長することができる。

3 支社長等は、確認該当者の行為が次の各号の一に該当した場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の 2 倍（当初の指名停止期間が 1 か月に満たないときは、1.5 倍、別表第 2 第 12 項の措置要件に該当することとなったときは 2.5 倍）の期間とする。

(1) 別表第 1 各項又は別表第 2 各項の停止事由に係る指名停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各項又は別表第 2 各項の停止事由に該当することとなったとき。

(2) 別表第 2 第 1 項から第 4 項まで又は第 5 項から第 12 項までの停止事由に係る指名停止の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 項から第 4 項まで又は第 5 項から第 12 項までの停止事由に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

4 支社長等は、前 3 条の規定により指名停止を行う場合において、確認該当者について情状酌量すべき特別の事由があると認められるときは、別表各項、第 1 項、第 3 項及び第 5 条第 1 号から第 3 号までに定める指名停止期間の短期を 2 分 1 の期間まで短縮することができる。ただし、別表第 2 第 6 項及び第 12 項第 1 号（ただし、第 12 項第 1 号については特例業務の契約担当役が締結した請負契約に限る。以下同じ。）の措置要件に該当し、極めて特別の事由があると認められるときは、別表第 2 第 6 項及び第 12 項第 1 号、第 1 項、第 3 項及び第 5 条第 1 号から第 3 号までに定める指名停止期間の短期を 4 分の 1 の期間まで短縮することができる。

- 5 支社長等は、指名停止期間中の確認該当者について、極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、別表各項、前各項及び第 5 条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第 2 第 12 項の措置要件に係る指名停止の期間が満了した資格確認者については、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 支社長等は、指名停止期間中の確認該当者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めた場合は、遅滞なくその指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第 5 条 支社長等は第 1 条第 1 項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、確認該当者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第 4 条第 3 項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務所管組織（以下「特例業務所管組織」という。）の役職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、確認該当者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 6 項、第 9 項、第 11 項又は第 12 項に該当したとき、それぞれ当該各項に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 12 項に該当したときは、2.5 倍）の期間
- (2) 別表第 2 第 5 項から第 12 項までに該当する確認該当者（その役員又は使用人を含む）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第 7 条の 2 第 8 項の各号に該当するものをいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）それぞれ当該各項に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 12 項に該当する確認該当者にあつては、2.5 倍）の期間
- (3) 別表第 2 第 5 項から第 7 項まで又は第 12 項に該当する確認該当者について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があつたとき（前 2 号

に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各項に定める短期の2倍(別表第2第12項に該当する確認該当者にあつては、2.5倍)の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等(同法第2条第3項に規定する各省各庁の長等をいう。)による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5項から第7項まで又は第12項に該当する確認該当者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合は除く。)それぞれ当該各項に定める短期に1か月(別表第2第12項に該当する確認該当者にあつては、1.5か月)加算した期間

(5) 特例業務所管組織の役職員若しくは他の公共機関の役職員が、公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該役職員の容疑に関し、別表第2第8項から第12項までに該当する確認者該当者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)それぞれ当該各項に定める短期に1か月(別表第2第12項に該当する確認該当者にあつては、1.5か月)加算した期間

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当役は、指名停止期間中の確認該当者を指名停止を行った施行地域について、随意契約の相手方としてはならない。

(随意契約の相手方の決定の特例)

第7条 契約担当役は、契約を随意契約によろうとする場合において、当該随意契約による理由が特例業務所管組織契約事務規程(平成20年4月機構規程第34号)第32条第1項第1号ア若しくはウ、第2号又は第3号ウ若しくはオに該当するときは前条の規定にかかわらず、指名停止期間中の確認該当者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当役は、契約の相手方から指名停止期間中の確認該当者が工事を下請し、又は受託することを承諾してはならない。ただし、当該確認該当者が指名停止期間の開始前に下請し、又は受託した場合はこの限りでない。

(警告等)

第9条 支社長等は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該確認該当者に対し、書面若しくは口頭による警告又は書面若しくは口頭による注意の喚起を行うことができるものとする。

(指名停止の通知)

第 10 条 支社長等は、指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除した場合は、その理由、期間及び施行地域について遅滞なく当該確認該当者に書面により通知（様式 1、様式 2 及び様式 3）するものとする。

2 支社長等は、当該支社長等の所管する契約に関して指名停止を行った場合は、当該確認該当者から改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止の報告等)

第 11 条 支社長等は、指名停止を行い、指名停止の期間を変更し又は指名停止を解除した場合は、速やかに理事（国鉄清算事業担当）に報告（様式 4、様式 5 及び様式 6）するものとする。

2 本社国鉄清算事業用地部長は、前項の報告があった場合は、支社長に通知するものとする。

(準用規定)

第 12 条 前各条の規定（第 2 条第 3 項を除く。）並びに別表第 1、別表第 2 及び様式 1 から様式 6 までは、特例業務所管組織役務請負申込者資格取扱基準規程（平成 22 年 5 月機構規程第 11 号）第 10 条に規定する資格該当者が、別表各項に掲げる停止事由の一に該当する場合に準用する。この場合において、第 1 条第 1 項中「工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する工事及びこれらに附帯する工事並びに鉄骨及び鉄けた等の製作をいう。以下同じ。）」に係る確認該当者（特例業務所管組織工事請負申込者資格取扱基準規程（平成 22 年 5 月機構規程第 10 号。以下「工事取扱規程」という。）第 6 条に規定する確認該当者をいう。以下同じ。）」とあるのは「役務（特例業務所管組織役務請負申込者資格取扱基準規程（平成 22 年 5 月機構規程第 11 号。以下「役務取扱規程」という。）第 1 条に規定する役務をいう。以下同じ。）」に係る資格該当者（役務取扱規程第 10 条に規定する資格該当者をいう。以下同じ。）」と、第 1 条、第 2 条及び第 4 条から第 10 条まで中「確認該当者」とあるのは「資格該当者」と、第 8 条並びに別表第 1、別表第 2 及び様式 1 中「工事」とあるのは「役務」と読み替えるものとする。

2 前各条の規定（第 2 条第 2 項及び第 3 項を除く。）並びに別表第 1（第 1 項から第 4 項までに限る。以下本項において同じ。）、別表第 2 及び様式 1

から様式 6 までは、特例業務所管組織物品購入等競争参加者資格確認取扱規程(平成 20 年 4 月機構規程第 38 号)第 11 条に規定する資格確認者が、別表各項に掲げる停止事由の一に該当する場合に準用する。この場合において、第 1 条第 1 項中「支社長等は、工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する工事及びこれらに附帯する工事並びに鉄骨及び鉄けた等の製作をいう。以下同じ。)に係る確認該当者(特例業務所管組織工事請負申込者資格取扱基準規程(平成 22 年 5 月機構規程第 10 号。以下「工事取扱規程」という。)第 6 条に規定する確認該当者をいう。以下同じ。)」とあるのは、「支社長等は、物品購入等(特例業務所管組織物品購入等競争参加者資格確認取扱規程(平成 20 年 4 月機構規程第 38 号。以下「物品購入等資格確認規程」という。)第 1 条に規定する物品購入等をいう。以下同じ。)に係る資格確認者(物品購入等資格確認規程第 11 条に規定する資格確認者をいう。以下同じ。)」と、第 1 条、第 2 条及び第 4 条から第 10 条まで中「確認該当者」とあるのは「資格該当者」と、第 11 条第 2 項中「本社国鉄清算事業用地部長」とあるのは「経営自立推進・財務部長」と、別表第 1 及び別表第 2 中「工事の請負契約」とあるのは「物品購入等の契約」と、第 8 条並びに別表第 1 及び別表第 2 中「工事」とあるのは「物品購入等」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月国用計第 40 号)

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月国用計第 8 号)

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月国用計第 19 号)

この基準は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月国用計第 39 号)

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 8 月国用計第 30 号)

この基準は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月国用計第 75 号）
この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月国用計第 19 号）
この基準は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月国用計第 50 号）
この基準は、平成 23 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月国用計第 150105001 号）
この基準は、平成 27 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月国用計第 150615001 号）
この基準は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

別表第1

当該支社等の施行地域内において生じた事故等に基づく指名停止基準

停 止 事 由	停 止 期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 当該支社等の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 当該支社等の契約担当役が締結した請負契約に係る工事(当該支社等の施行地域内において他の支社等の契約担当役が締結した請負契約に係る工事を含む。以下この表において「支社等発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>3 当該支社等の施行地域内における工事で前項に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、支社等発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 支社等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものは除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(運転阻害事故)</p> <p>7 支社等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、列車等の運転を阻害し、旅客、公衆若しくは鉄道従業員(以下「旅客等」という。)に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は鉄道営業若しくは鉄道施設等に直接損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>認定した日から 1か月以上6か月以下</p> <p>認定した日から 1か月以上6か月以下</p> <p>認定した日から 1か月以上3か月以下</p> <p>認定した日から 2週間以上4か月以下</p> <p>認定した日から 1か月以上6か月以下</p> <p>認定した日から 1か月以上3か月以下</p> <p>認定した日から 2週間以上6か月以下</p>

停 止 事 由	停 止 期 間
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、列車等の運転を阻害し、旅客等に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は鉄道営業若しくは鉄道施設等に直接損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>9 支社等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>10 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 2週間以上3か月以下</p> <p>認定した日から 2週間以上4か月以下</p> <p>認定した日から 2週間以上2か月以下</p>

贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停 止 事 由	停 止 期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の各号に掲げる者が当該支社等の施行地域内の特例業務所管組織(以下この表において「特例業務」という。)の役職員(常勤嘱託を含む。以下同じ。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等(確認該当者である個人又は確認該当者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。)をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 一般役員等(確認該当者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 確認該当者の使用人で前号に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次の各号に掲げる者が当該支社等の施行地域外の特例業務の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 次の各号に掲げる者が当該支社等の施行地域内の他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>4 次の各号に掲げる者が当該支社等の施行地域外の他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以下</p> <p>3か月以上9か月以下</p> <p>2か月以上6か月以下</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以下</p> <p>2か月以上6か月以下</p> <p>1か月以上3か月以下</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以下</p> <p>2か月以上6か月以下</p> <p>1か月以上3か月以下</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以下</p> <p>1か月以上3か月以下</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5 当該支社等の施行地域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次項及び第12項に掲げる場合を除く。)</p> <p>6 次の各号に掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第12項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 当該支社等の契約担当役又は当該支社等の施行地域内の他の支社等の契約担当役</p>	<p>認定した日から</p> <p>2か月以上9か月以下</p> <p>認定した日から</p> <p>3か月以上12か月以下</p>

停 止 事 由	停 止 期 間
(2) 当該支社等の施行地域外の他の支社等の契約担当役	2か月以上9か月以下
7 当該支社等の施行地域外において、他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等若しくは一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。(第12項に掲げる場合を除く。)	刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以下
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次の各号に掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等若しくは使用人(使用人においては第1号に掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12項に掲げる場合を除く。) (1) 当該支社等の施行地域内の他の公共機関の役職員 (2) 当該支社等の施行地域外の他の公共機関の役職員	逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以下 1か月以上12か月以下
9 次の各号に掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等若しくは使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12項に掲げる場合を除く。) (1) 当該支社等の契約担当役又は当該支社等の施行地域内の他の支社等の契約担当役 (2) 当該支社等の施行地域外の他の支社等の契約担当役	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以下 2か月以上12か月以下
10 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以下
11 特例業務の契約担当役が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以下
(重大な独占禁止法違反行為等) 12 特例業務の契約担当役、国土交通省の職員又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で国土交通省の所管に係るものの役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事に国の政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。) (1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(確認該当者である法人の役員若しくは使用人又は確認該当者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上36か月以下

停 止 事 由	停 止 期 間
<p>(2) 確認該当者である法人の役員若しくは使用人又は確認該当者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>13 当該支社等の施行地域内において、建設業法(昭和24年法律第100号。)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次に掲げる場合を除く。)</p> <p>14 次の各号に掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 当該支社等の契約担当役又は当該支社等の施行地域内の他の支社等の契約担当役</p> <p>(2) 当該支社等の施行地域外の他の支社等の契約担当役</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>16 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 1か月以上9か月以下</p> <p>認定した日から 2か月以上9か月以下</p> <p>1か月以上9か月以下</p> <p>認定した日から 1か月以上9か月以下</p> <p>認定した日から 1か月以上9か月以下</p>

別表第3

施行地域

支 社	施 行 地 域	
	ブロック	対 象 地 区
国鉄清算事業用地部	北海道	北海道
	東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県
	新 潟	新潟県、長野県、富山県
	関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県
	中 部	静岡県、三重県、石川県、福井県、岐阜県、 愛知県
西日本支社	近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
	中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	四 国	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
	九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県

様式1

番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国鉄清算事業〇〇支社
支社長 〇〇〇〇

指 名 停 止 通 知 書

今般、 ① において、貴 が (の)
② ことは、誠に遺憾であります。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後再びかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。③ (今後再びかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

なお、本指名停止措置については、苦情を申し立てることができます。

申し立てる場合は、 年 月 日までに 課 (契約担当課) へ、その旨を記載した書面を提出して下さい。

記

1 指名停止期間

年 月 日から
年 月 日まで (間)

2 指名停止範囲

(注)

- ①には、発注機関、工事の名称を記載する。
- ②には、措置要件に該当する事実を記載する。
- ③には、第10条第2項の適用がある場合に記載する。

様式2

番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国鉄清算事業〇〇支社
支社長 〇〇〇〇

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1 従前の指名停止期間

年 月 日から
年 月 日まで（ 間）

2 変更後の指名停止期間

年 月 日から
年 月 日まで（ 間）

3 変更の理由

様式 3

番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国鉄清算事業〇〇支社
支社長 〇〇〇〇

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知した
ところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

様式 4

番 号
年 月 日

理事（国鉄清算事業担当） 殿

国鉄清算事業〇〇〇支社長

指 名 停 止 報 告 書

下記確認該当者については、「建設工事等の請負契約に係る指名停止等の処理基準（平成 16 年 3 月 26 日国用計第 101-13 号）」第 11 条の定めに基づき、別表第 第 項を適用のうえ、下記のとおり指名停止を行ったので報告いたします。

記

1 確認該当者

商号又は名称
代表者氏名

2 指名停止期間

年 月 日から
年 月 日まで（ 間）

3 指名停止範囲

4 指名停止の理由

5 その他 相手方に通知した書面の写し（別紙）

様式 5

番 号
年 月 日

理事（国鉄清算事業担当） 殿

国鉄清算事業〇〇〇支社長

指 名 停 止 期 間 変 更 報 告 書

下記の確認該当者について、先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところではありますが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので報告いたします。

記

1 確認該当者

商号又は名称

代表者氏名

2 従前の指名停止期間

年 月 日から

年 月 日まで（ 間）

3 変更後の指名停止期間

年 月 日から

年 月 日まで（ 間）

4 変更の理由

様式 6

番 号
年 月 日

理事（国鉄清算事業担当） 殿

国鉄清算事業〇〇〇支社長

指 名 停 止 解 除 報 告 書

下記の確認該当者について、先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名
停止を行った旨を報告したところではありますが、この度、下記の理由により当該指名停止を解除
したので報告いたします。

記

1 確認該当者

商号又は名称
代表者氏名

2 解除の理由